

# 埋蔵文化財確認調査申込書

令和 年 月 日

(宛先) 厚木市長

住 所  
申請者  
氏名等

次の開発事業区域内における埋蔵文化財について、事前確認調査をお願いします。  
なお、本件調査に伴う地権者及び周辺の住民等への一切の説明は、申請者または代理人の責任で行います。  
また、この事前確認調査による出土品については、文化財保護法の趣旨に鑑み、貴職に処置を委ね、一切の権利を放棄します。

1 事業場所	厚木市
2 面積	m <sup>2</sup>
3 土地所有者	住 所 : 〒 - 氏名等 : 連絡先 : ( ) -
4 事業目的 ※事業の種別	
5 事業概要	
6 工事予定期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
7 工事施工業者	住 所 : 〒 - 氏名等 : 連絡先 : ( ) -
8 代理人等連絡先	住 所 : 〒 - 会社名等 : 担 当 者 : 連絡先 : ( ) -
9 添付資料	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図 <input type="checkbox"/> 造成計画断面図 <input type="checkbox"/> 基礎平面図 <input type="checkbox"/> 基礎断面図 <input type="checkbox"/> 杭伏図 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽関係図書 <input type="checkbox"/> その他

～留意事項～

- 試掘調査は、本申請書を御提出いただいた事業すべてに対して行うものではありません。
- 埋蔵文化財発掘の届出及び埋蔵文化財確認調査申込書の提出後、現地を確認させていただきますので、申請者又は代理人の責任において土地所有者に説明を行ってください。
- 試掘調査の可否に関する判断は、原則として現地確認後に行います。
- 試掘調査を行う場合は、『8 代理人等連絡先』に記載いただいた方と日程調整を行います。
- 試掘調査は、市発注の重機（バックホー）を用いて行います。試掘調査当日は、市及び関係業者が現地に伺うこととなりますので、申請者及び土地所有者への説明を代理人の責任において行ってください。
- 文書及び電話等の一切の連絡については、『8 代理人等連絡先』に記載いただいた方に対して行わせていただきます。